

新潟県地域循環型再生可能エネルギー等形成促進事業補助金 Q & A

新規参入、導入促進 共通事項

Q 1 本補助金は、国や市町村など、ほかの補助金と重複して受給することはできますか。

A 1 国や市町村の補助金とこの補助金は、重複して受給することができます。ただし、新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）の別の補助金との重複受給はできません。

Q 2 新規参入と導入促進で採択件数に違いがあるのですか。

A 2 採択に当たっては、申請内容を総合的に審査して採否を決定します。それぞれの採択予定件数は設定していません。

Q 3 補助限度額に下限はあるのですか。

A 3 補助上限額は 5,000 千円となっていますが、下限額はありませんので、規模の小さな事業にも本補助金をご利用いただくことができます。

Q 4 対象となる再生可能エネルギー等分野を 2 以上組み合わせた事業は対象になりますか。

A 4 対象になります。申請書における対象とする分野で該当分野に全て○を付す等により、申請時に 2 以上の分野の組み合わせである旨を明示にしてください。

Q 5 その他県のエネルギー施策の方向性に合致する分野とは、何を指すのですか。

A 5 具体的には、水素、アンモニアや蓄電池を利用する分野を想定しています。これ以外の分野を含め、県のエネルギー施策の方向性に合致するかどうかは、審査の段階で総合的に決定させていただきます。

Q 6 市町村は補助金の対象者となりますか。

A 6 市町村は補助金の申請者になることはできません。ただし、共同実施者として申請に加わることは可能です。

Q 7 既に事業に着手している場合でも補助対象になりますか。

A 7 交付決定日以降に事業着手する必要があるため、交付決定前に着手した事業は補助対象になりません。

Q 8 本事業は令和 8 年度中に事業を終了させる必要があるのですか。

A 8 本事業の事業期間は、交付決定の日から令和 9 年 2 月 28 日までとしております。
事業期間内に事業が終了しなかった場合、補助金は交付されません。
なお、交付決定前に着手した事業は補助対象にはなりません。

Q 9 複数年度事業の申請は可能ですか。

A 9 本事業は単年度事業ですので、令和 8 年度は、令和 9 年 2 月 28 日までに事業を終了させる必要があります。

Q10 書類を電子メールで提出することは可能ですか。

A10 可能です。

Q11 「審査の視点」に記載の「パートナーシップ構築宣言」とは何ですか。

A11 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。
詳しくは以下のホームページをご確認ください。

URL : <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

Q12 パートナーシップ構築宣言」を行っていない場合、補助金の交付申請はできませんか。

A12 申請は可能ですが、「パートナーシップ構築宣言」を行っていない場合は加点（5 点）はありません。

Q13 パートナーシップ構築宣言」の有無はどのように判断しますか。

A13 交付申請書の提出期限（令和 8 年 9 月 30 日（水））までに「パートナーシップ構築宣言」の写しが提出されているか否かで判断します。

そのため、「パートナーシップ構築宣言」を行っている場合は、必ず「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出してください。

新規参入

Q14 主たる事業所には、営業所なども含まれるのですか。

A14 主たる事業所とは、本社や研究生産拠点等、対象事業の活動拠点となる事業所を指します。営業活動のためだけの営業所は主たる事業所には含まれません。

Q15 県外企業や県外大学でも補助金の対象者となりますか。

A15 補助金の申請者は、県内に主たる事業所がある企業又は団体に限られます。共同実施者として申請に加わることは可能です。

Q16 同一実施主体で、交付申請書を2件以上提出することは可能ですか。

A16 異なる分野で、それぞれ研究開発等の対象事業を行う場合には、同一実施主体で2件以上の交付申請は可能です。ただし、1実施主体の補助上限額は5,000千円となります。

Q17 同一事業主体で、導入促進の交付申請とあわせて申請することはできますか。

A17 可能です。ただし、1実施主体の補助上限額は5,000千円となります。

Q18 対象分野以外にも転用可能な部品などの開発は、本補助金の対象になりますか。

A18 本補助金は、対象となる再生可能エネルギー等分野産業への参入を促進するための補助金であるため、開発する部品などは対象分野に用いられることが必要です。

Q19 申請者及び共同実施者では開発に用いる機械装置がないため、市販の機械装置を購入したいのですが、補助の対象となりますか。

A19 機械装置などの備品購入費は、本補助金の対象外です。この場合、機械装置をリース等により賃借すれば補助対象となります。なお、開発しようとする製品等が市販されている機械装置でなければ製造できないと認められる場合には、外注して機械装置を製造すれば、補助対象となります。

導入促進

Q20 同一実施主体で、交付申請書を2件以上提出することは可能ですか。

A20 県内の異なる地域において、それぞれ再生可能エネルギー等の活用に向けた事業計画の策定等を行う場合には、同一実施主体で2件以上の交付申請は可能です。ただし、1実施主体の補助上限額は5,000千円となります。

Q21 同一事業主体で、新規参入の交付申請とあわせて申請することはできますか。

A21 可能です。ただし、1実施主体の補助上限額は5,000千円となります。

Q22 事業化可能性調査は本事業の対象となりますか。

A22 対象となります。ただし、事業化可能性調査を踏まえた計画策定は必須となります。

Q23 策定した計画は、必ず実行しなくてはならないのですか。

A23 本事業では、策定した計画に基づく事業化を義務付けるものではありませんが、事業化を念頭において申請してください。

Q24 太陽光発電の設備や、風力発電の設備の導入に向けた事業計画策定や事業可能性調査は本事業で支援しないのですか。

A24 太陽光発電と風力発電の分野は原則対象外としていますが、対象としている再生可能エネルギー等の分野（バイオマス発電等）と組み合わせた一体的な計画策定等の場合には、太陽光発電と風力発電に係る経費も対象に含めます。

Q25 計画策定や調査のために市販の機械装置の購入が必要な場合、購入費は補助の対象となりますか。

A25 機械装置などの備品購入費は、本補助金の対象外です。この場合、機械装置をリース等により賃借すれば補助対象となります。なお、開発しようとする製品等が市販されている機械装置でなければ製造できないと認められる場合には、外注して機械装置を製造すれば、補助対象となります。

Q26 発電分野の場合、電力系統に接続するのではなく、自営線を引く計画とする必要があるのですか。

A26 必ずしも自営線を引くことを前提とした計画である必要はありません。実現可能性を調査の上、電力系統に接続したモデルの計画を策定することは可能です。

Q27 住宅または住居施設への設備導入に向けた計画策定及び事業可能性調査は対象となりますか。

A27 住宅または住居施設への設備導入を目的としたものは原則対象外です。